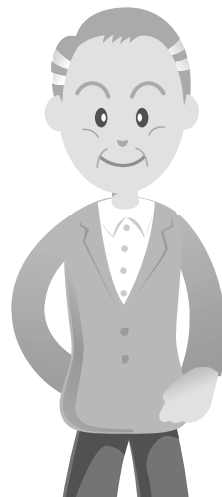
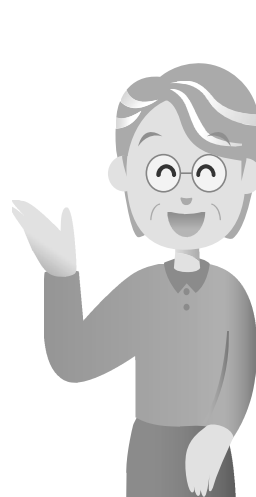
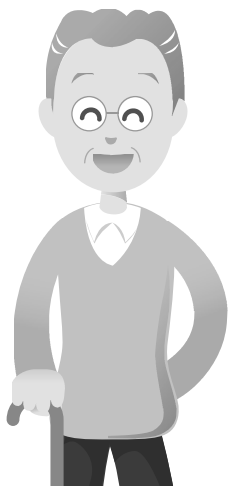


戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十二回特別弔慰金 が支給されます

請求期間 令和7年 4月1日から 令和10年 3月31日まで



支給対象者

令和7年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で、

- 1 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面27万5千円、5年償還の記名国債

請求窓口

お住まいの市区町村の援護担当課
(上天草市役所 福祉課 福祉政策室 0969-28-3381)

留意事項

- ・ 特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。
- ・ 請求期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。

詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村の援護担当課にお問い合わせください。

上天草市特別弔慰金受付スケジュール

	大矢野町	松島町	姫戸町	龍ヶ岳町
	大矢野庁舎 大矢野窓口センター	松島庁舎福祉課	姫戸統括支所	龍ヶ岳統括支所
5月15日(木)～5月30日(金)	★松島庁舎福祉課にて受付を行っています			
6月2日(月)～6月6日(金)	登立地区	阿村地区		
6月9日(月)～6月13日(金)	上地区	合津地区		
6月19日(木)～6月20日(金)	湯島地区※湯島出張所	内野河内地区		
6月23日(月)～6月27日(金)	中地区	今泉地区		
6月30日(月)～7月4日(金)	維和地区	教良木地区		
7月7日(月)～7月10日(木)			姫浦地区	
7月11日(金)、7月16日(水)～7月18日(金)			二間戸地区	
7月22日(火)～7月25日(金)				大道地区
7月28日(月)～8月1日(金)				高戸地区
8月4日(月)～8月8日(金)				樋島地区

◎請求に関する注意点

- ・各地区の受付時間：午前9時30分から午後3時30分まで
- ・8月12日(火)以降も受付は実施します。今後のスケジュールは、請求状況を考慮し広報誌等にてお知らせします。
- ・請求手続きには、時間を要する場合がありますので、時間に余裕をもって来庁ください。
- ・**本人確認書類**（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）をご持参ください。
- ・戸籍の提出が必要なため、**手数料**が必要です。
- ・請求者の代理人が請求される場合は、特別弔慰金及び戸籍を請求する際にそれぞれ**委任状**が必要です。

※詳細は市ホームページ及び市広報5月号で確認してください。

上天草市健康福祉部福祉課福祉政策室
担当：山口 電話：0969-28-3381